

平成 21 年 9 月 15 日
関 東 財 務 局

ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社が提出した有価証券届出書
に係る金融商品取引法第 8 条第 1 項に規定する期間の延長について

重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書を平成 18 年 6 月 30 日に提出したジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社は、当該記載について訂正報告書を提出した日である平成 21 年 4 月 30 日から 1 年以内である平成 21 年 9 月 10 日に有価証券届出書を提出したところであるが、当社の状況は、金融商品取引法第 24 条の 3 において準用する同法第 11 条第 1 項に該当するものと認められるため、当社の平成 21 年 9 月第 2 四半期における四半期報告書の提出を勘案し、本日、下記のとおり行政処分を行った。

記

当社が平成 21 年 9 月 10 日に提出した有価証券届出書について、金融商品取引法第 8 条第 1 項に規定する期間を 81 日延長し、当該届出書を受理した日から 96 日を経過した日（平成 21 年 12 月 16 日）に、その効力を生ずること。

(お問い合わせ先)

関東財務局 理財部統括証券監査官
電話 03-3502-9462 (ダイヤル)